

暮らしのお知らせ

転入・転出・転居・世帯主変更届

住所が変わったら手続きを

引っ越しにより住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行うこともできますが、委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を記入できるようにしてください。

届け出時に、窓口に来た人の本人確認をしますので、顔写真付き



市役所1階の市民課窓口

の住民基本台帳カード(住基カード)、運転免許証、パスポートなどを持ってきてください。

外国人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)を持ってきてください。

毎週日曜日には、市民課で各種届け出を受け付けています。ただし、受け付けできない届け出もありますので、あらかじめ問い合わせてください。

転入届 市外から転入したときは、14日以内に手続きしてください。必要なもの：前住所地の市区町村が発行した転出証明書または住基カード・年金手帳(加入している人)

転出届 市外へ転出するときは、転出届を提出してください。転出証明書が発行されます。郵送による届け出もできます。住基カードを持っている人は、転出証明書は発行されませんが、届

け出は必要です

○必要なもの：国民健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療保険証・子ども医療受給券(いずれも加入している人)

転居届 市内で住所を移したときは、14日以内に手続きしてください

○必要なもの：国民健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療保険証・年金手帳・子ども医療受給券(いずれも加入している人)

世帯主変更届 世帯主が変わったときは、14日以内に手続きしてください

○必要なもの：国民健康保険証(加入している人)

住基票などをコンビニ交付 住基カードに暗証番号の設定をすると、コンビニエンスストアなどで住民票、印鑑登録証明書、戸籍の謄(抄)本・附票が取得できます。設定ができるのは15歳以上の人です。住基カードを持って、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所

所で申請してください。

利用できる店舗は、セブン・イレブン、ローソン、サークルK、サンクス、ファミリーマート、イ

オン幕張新都心店です。

市では、住基カードを4月1日から無料で交付します。

受付日時 月々金曜日、日曜日 午前8時30分～午後4時

申請窓口 市民課、下総・大栄支所(支所は日曜日を除く) 申請に必要なもの 運転免許証、

パスポート、健康保険証、年金

手帳などの本人確認書類 申請後、郵送される交付通知書

兼回答書に必要な事項を記入したものと、本人確認書類を持って申請した窓口へ来てください。

※くわしくは市民課 ☎20・1525へ。

市内の放射線量測定結果

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
市役所(花崎町)	3月 3日	0.07	0.08	0.07
	3月10日	0.08	0.08	0.07
	3月16日	0.08	0.09	0.08
下総支所(猿山)	3月 3日	0.10	0.11	0.10
	3月10日	0.11	0.11	0.10
	3月16日	0.10	0.11	0.10
大栄支所(松子)	3月 3日	0.07	0.07	0.07
	3月10日	0.07	0.07	0.07
	3月16日	0.07	0.07	0.07
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	3月 3日	0.08	0.08	0.09
	3月10日	0.08	0.08	0.08
	3月16日	0.08	0.08	0.08
幡谷大気測定局(久住体育館隣)	3月 3日	0.08	0.09	0.08
	3月10日	0.08	0.08	0.07
	3月16日	0.08	0.09	0.08

※各施設の測定結果は、市ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/11_0311.html)に掲載しています。くわしくは環境対策課 ☎20-1532へ。



市長日誌

3月1日～15日

1日	メルキュールホテル成田杯四十雀サッカー大会 市民ユニカール大会
2日	予算特別委員会(～4日)
4日	東京圏国家戦略特別区域会議
5日	グラウンド・ゴルフ協会チャンピオン大会 成田高等学校卒業式
6日	成田赤十字看護専門学校卒業式
7日	藤リハビリテーション学院卒業式
10日	玉造中学校卒業式
11日	東日本大震災被災者故者供養会 主要地方道成田小見川鹿島港線 竜谷バイパス開通式
12日	千葉県シニアバタック大会 3月定例市議会閉会
13日	成田中学校卒業式
14日	生涯大学院卒業式・修了式
15日	少年野球連盟春季大会合同開 会式



ユニカールを体験(1日)

なりたメール配信サービス 登録してください

4月1日から、防災情報や不審者情報などをお知らせする「防災メール」が、「なりたメール配信サービス」に変わりました。ぜひ登録してください。

メール配信システムが新しくなり、メール配信速度が大幅に向上し、より迅速に情報を得ることができるようになります。

「防災メール」からの配信は、3月31日で終了しました。「防災メール」に登録していた人には、登録の切り替えのお知らせを配信しました。

た。「info-n@sg-n.jp」下記のQRコード(「」にメールを送信し、



返信される案内に従って登録してください。操作方法はバイザー株式会社(☎0120・670・970)へ問い合わせてください。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

医療費通知

不要な人は13日までに連絡を

市では、4月末に、国民健康保険に加入している世帯主に医療費通知を送付します。これは、平成26年11月～27年1月に国民健康保険で受診した医療費の総額と保険者である市が負担した額をお知らせするものです。

通知を希望しない人は、4月13日(月)までに、保険年金課(☎20・1526)へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡

絡をしていて、その後変更のない人は連絡の必要はありません。

農地情報・農地地図

閲覧が可能に

4月1日から農地法の改正により、農地情報と農地地図を閲覧できるようにになりました。

インターネットでの閲覧

全国の農地情報・農地地図がインターネット(ホームページ <http://www.aii-s.ac.jp/>)で閲覧できます。閲覧できる農地は、市街化区域と転用許可済み農地を除いた農地です。

○農地情報
・農地の所在・地番・地目・面積
・賃借権などの種類・存続期間
・耕作者ごとの整理番号

・遊休農地の措置の実施状況
・貸し付けに関する所有者の意向
・農振法・都市計画法などの区域区分
・中間管理機構が借りている農地かどうか

○農地地図：全国の農地地図が航空写真図上に表示されます

窓口での閲覧など

農業委員会事務局(市役所4階)では、市内の農地のみ、インターネットで閲覧できる農地情報に加えて、所有者、耕作者、賃借人などの氏名・名称も閲覧できます。また、インターネットで閲覧できる項目を記載した農地台帳記録事項要約書の交付を1枚10円で行います。

情報の閲覧と記録事項要約書の交付には、農業委員会事務局にある請求書の提出が必要です。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

経営所得安定対策の申請

水田・畑作農家の人へ

経営所得安定対策の申請を受け付けています。申し込みを希望する人は6月30日(火)までに申請書を提出してください。

平成27年度から、畑作物の直接支払交付金の対象は認定農業者・集落営農・認定新規就農者に変更されました。

提出先は農政課(市役所4階)、下総・大栄支所、成田市農協各支所、かとり農協各経済センター

※くわしくは、制度については農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/>)、申請書の提出については農政課(☎20・1541)へ。

国民健康保険税

課税限度額が改正

国民健康保険税の課税限度額は、地方税法に規定する法定課税限度額(合計85万円)の範囲内で市町村が定めることとされています。

市では、平成27年度分以降の課税限度額を次の通り改正しました。

区分と平成27年度課税限度額

- 基礎課税分：51万円(据え置き)
 - 後期高齢者支援金等課税分：16万円(改正前14万円)
 - 介護納付金課税分：14万円(改正前12万円)
 - 合計：81万円(改正前77万円)
- ※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

行政手続条例の一部改正

処分の求めなどを新設

市では、成田市行政手続条例の一部を改正し、4月1日から施行しました。

この改正により、市民や事業者の皆さんの権利・利益を保護するための手続きが整備されます。主な改正点は次の通りです。

○許認可などに関する行政指導を行う場合の方式を整備

○行政指導の相手方が、市に対して違法な行政指導の中止などを求める手続きを新設

○法令違反の事実を発見した人などが、市に対して処分や行政指導を求める手続きを新設

※くわしくは総務課(☎20・1510)へ。

年金からの特別徴収

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金から直接引き落とす特別徴収の4・6・8月の金額(仮徴収額)は、平成27年2月分と同額です。10・12・2月の特別徴

収額は7月下旬にお知らせします。申し出により口座振替での納付もできます。申し出の時期により、切り替え時期が異なります。

※くわしくは保険年金課(国民健康保険 ☎20・1526、後期高齢者医療保険 ☎20・1547)へ。

環境美化運動

ごみ拾いで住みよいまちに

「ポイ捨てをなくし、私たちのまちを私たちの手で美しく」を合言葉に、区や自治会、事業所などの協力で環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに投げ捨てられた瓶・缶などのごみ拾いが行われます。

実施基準日 5月31日(日)、8月2日(日)、12月6日(日)

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

アラート

避難関連情報を提供

市では、市民の皆さんに防災に

関する情報を迅速にお知らせするために、防災無線などに加えて、「災害情報共有システム(アラート)」を活用した情報提供を3月から開始しました。

アラートとは、地方自治体などが発信する、災害時の避難勧告・指示など災害関連の情報を集約・共有し、さまざまなメディアを通じて一括配信するためのシステムです。市からアラートに発信された避難情報・避難所情報などは、テレビ・インターネットなどにより伝達されます。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)またはマルチメディア振興センターホームページ(<http://www.fmmc.or.jp/commons/index.htm>)へ。

企業誘致制度

市内の雇用を促進

市では、市内経済の活性化と雇用創出を図るため、企業誘致制度を拡充しました。

雇用型では中小企業の常用雇業者数の要件を緩和しました。

また、投資型では工業団地以外に進出する企業を誘致対象に加え

ました。

雇用型

対象 1 本社を市内(工業団地を除く)に新設し、常用雇業者数が100人以上の企業(中小企業の場合は50人以上)

補助額 2 市内在住正規雇業者1人当たり10万円、市内在住非正規雇業者1人当たり5万円
補助期間 3年間

投資型

対象 2 投下固定資産額が5億円以上かつ常用雇業者数が30人以上の企業(工業団地以外に進出する企業は道路貨物運送業・倉庫業などの指定業種)

補助額 2 固定資産税相当額
補助期間 3年間
※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

市内の農産物などの放射性物質検査の結果

3月に検査した農産物などは、放射性物質が基準値以下でした。

県の精密検査の結果

単位: ベクレル/kg

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計*1
タケノコ	3月18日	5.88	21.1	27

市の簡易検査の結果

単位: ベクレル/kg

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計
カブ	3月16日	検出せず*2(8.62未満)	検出せず(7.74未満)	検出せず
チンゲンサイ	3月16日	検出せず(8.95未満)	検出せず(8.03未満)	検出せず

*1: 放射性セシウムの合計は、セシウム134とセシウム137を合算して有効数字2桁に四捨五入したもの

*2: 「検出せず」とは、検出限界値未満であることを示す。検体の測定時における検出限界値はかっこ内の数字

基準値 ○一般食品…放射性セシウム: 100ベクレル/kg

平成27年産タケノコの販売

県の精密検査の結果、タケノコから検出された放射性セシウムは基準値以下だったため、出荷・販売などができるようになりました。

販売前に別途、自主検査により安全性を確認してください。

自主検査には市の測定器も利用できます。ただし、市の測定器は簡易型であるため、結果が50ベクレル/kgを超えた場合には、あらかじめ民間検査機関の精密検査(有料)を受ける必要があります。

※くわしくは農政課(☎20-1541)へ。